

中国における企業倒産制度の新たな進展（2017.9-2018.9）
——第10回東アジア倒産再建シンポジウムにおけるオープニングスピーチ——
（2018年10月ソウル）

王国卫¹ Wang, Weiguo

この一年間、中国政府は過剰生産能力の解消とレバレッジの解消を主な目的とする改革政策を引続き推進しており、窮境にある企業と累積債務の処理が企業倒産の実務において重要な任務となっている。そのため、裁判所は各級地方政府の協力と専門家の協力の下、積極的に倒産手を整え、倒産処理の効率を高め、企業倒産をめぐる法治環境を最適にする等の分野において顕著な進展を遂げた。2017年年末まで裁判所が受理した強制清算と倒産事件数は合計8984件（2016年は5665件）にも上る。世界銀行が2017年に世界中の190ヶ国や地域に対して行ったビジネス環境（Doing Business）調査では、わが国の倒産制度の整備状況は第53位と、2013年の第82位より29位上昇した。

この一年間、中国企業の破産と更生の新たな進展は、規範、ガイド、典型判例と実務の三つの面において現れている。

一．規範、ガイド

2017年12月、最高人民法院は深セン市で全国裁判所倒産裁判実務会議（中国語で「全国裁判所破産審判工作会議」。訳者注）を開き、裁判所の倒産裁判における主要な問題について同会議の参加者が共通認識を得た。これに基づいて、最高人民法院は2018年3月に『全国法院破産審判工作会議紀要』を公表し、各級裁判所にその遵守と執行を要求した。当該『紀要』は倒産裁判の目標、倒産裁判の専門化、管財人制度の整備、更生・破産・グループ企業の倒産、執行手続と倒産手続の連携、IT化と国際倒産の九つの方面を含んでいる。この「紀要は、現にわが国の倒産裁判実務における重要な問題、一般的で又は難解な問題の解決に対して大きな指導的意義を持つ。

『紀要』は倒産裁判実務に対して以下4つの目標を提起した。第一に、倒産裁判の機能を発揮して、近代化した経済制度の構築を促進すること。第二に、新しい経済体制の構築に注力し、市場主体の救済と退出の仕組みを整備すること。第三に、倒産裁判の仕組みを健全にし、倒産裁判の価値を最大化すること。第四に、執行と倒産の秩序ある連携によって、「執行難」の解消を推進することである。これらの目標は、まさに中国の現在の経済情勢とマクロ政策の背景を反映している。

管財人制度の整備について、『紀要』では管財人の能力と素養が倒産裁判実務の質に影響するだけでなく、倒産企業の運命と未来の発展にもかかわっている。管財人の専門的な資質と業務能力を大幅に高め、管財人の業務遂行の保障と有効な監督を強化

¹ 東日本倒産再建協会中国支部長、中国銀行法学研究会会長、元中国政法大学教授。

し、企業経営の改善と産業構造の向上のために有力な制度上の保障を提供すると指摘されている。『紀要』は管財人の資質を完備すること、管財人の地域を跨がる業務執行を模索すること、級別ごとに管財人の管理を実行すること、競争に基づいた管財人を選定する仕組みを設立すること、裁判所と管財人との職能範囲を合理的に区分すること、管財人の責務をいっそう着実に遂行させること、管財人報酬のインセンティブ機能と規制機能を発揮すること、管財人が他の人員を雇う場合の人件費負担を規制すること、倒産費用の補償制度設立を推進すること、管財人協会の成立を支持し、そして導くこと等、計 10 個の問題について定めた。これらの措置の実行は中国倒産管財人業界の発展に重要な影響を与える。

更生に関して、『紀要』は、更生制度が集中的に倒産法の救済機能を体現すること、そして、現代倒産法の発展の流れを代表しているため、各級人民法院が更生実務を高度に重視し、更生事件を適当に審理すべきであり、市場化・法治化した手段によって窮境にある企業を救い、次々と市場主体の再建の仕組みを完備することを強調している。そのため、以下のような措置が提案された。第一に、更生債務者の識別と審査に注意して、更生の対象を、救済する価値と可能性がある窮境企業に限定し、明らかに救う価値のない、あるいは再生可能性のない債務者に対しては受理しないと判断すること。第二に、更生事件における公聴手続の重要性を強調して、債権債務関係が複雑な事件、債務規模が比較的大きい事件又は上場会社に関係する事件に対して、裁判所は更生申立てを審査する際に申立人と被申立人を召集して公聴会を開くことができるようにする。第三に、更生計画案の作成・提出者との交流・協調を強化し、債務者が窮境に陥る原因を分析させることに導き、的を射った更生計画草案を制定し、企業が改めて稼ぐ能力を獲得するように促進し、更生の成功率を高めること。第四に、企業の継続価値を維持することを中心に更生計画の審査と認可をすることを強調し、更生計画における企業が改めて稼ぐ能力を獲得させるような経営方針案を実行可能性のあるものとする。決議手続が合法であること、更生計画案の内容を各組の反対債権者の利益に反しないことを更生計画の認可の要件とすること。第五に、周到かつ慎重に更生計画のクラムダウン要件を適用し、クラムダウン権限の濫用を防止すること。第六に、遂行中の更生計画の変更要件・手続について定めること。国家政策の調整又は法律の修正等の特殊な状況によって更生計画が遂行不能となった場合に、債権者会議の決議において同意を得れば、更生計画を一回変更できること。第七に、更生後企業の正常な生産経営ができる保証を強めるよう、裁判所は政府との交流・協調を通じて、更生債務者が通常の実業生産に回復できるように、更生債務者の信用回復に協力し、租税上更生債務者を優遇すること。第八に、私的整理制度と更生制度の連結の推進を模索し、すなわち企業が更生手続に入る前に、まずは法廷外で利害関係人との交渉を通じて弁済計画案を起草して、更生手続開始後に弁済計画案をもとに更生計画案を作成し裁判所に提出し、裁判所が法律に依拠して審査し認可すること、である。これらの意見は近年わが国の更

生手続の実務経験を吸収したものであり更生手続の実効性を高めることができよう。

二. 典型事例

1. 重慶鋼鉄株式会社更生案

重慶鋼鉄株式会社(以下は重慶鋼鉄とという)は1997年8月11日に登録され、主に鋼鉄生産、加工と販売を業としている。同社は香港証券取引所(以下「港交所」)と上海証券取引所(以下「上証所」)で上場した。2016年12月31日まで、重慶鋼鉄の連結財務諸表によると、資産総額は364.38億人民元、負債総額は365.45億人民元、純資産は-1.07億人民元である。2年連続の赤字のため、2017年4月5日に重慶鋼鉄の株式につき上証所から上場廃止リスクの警告がされた。債権者の申立てによって、重慶市第一中級人民法院は2017年7月3日に法に基づき重慶鋼鉄更生事件を受理することを決定した。

裁判所の監督と指導の下、管財人が市場化を手段として、本業を中心にすえて、企業の内部の構造を改善し、債務危機を脱却し、営利能力を引き上げることを方針として更生計画案を制定した。当該更生計画案は支配株主が所有する株式をすべて譲渡し、わが国初の鋼鉄産業構造調整基金をスポンサーとして導入した。また、企業の「病因」に応じて、抜本的に産業競争力を立て直す経営方案を制定した。加えて、無効率・低効率な資産を処分してその収益を債務返済に充て、資本積立金を株式へ転換し債務返済とした。これらの措置を通じて、重慶鋼鉄1万余人の従業員、2700人以上の債権者(内、債権届出をしたのは1400人あまり)、17万余人の中小株主及び企業自身等多方面の利益を保護することができた。その結果、更生計画案は各組において高得票で可決された。2017年11月20日重慶第一中級人民法院は更生計画を認可し更生手続を終結する決定をした。12月29日に更生計画遂行の完了を確認・決定した。重慶鋼鉄が発表した2017年年度報告によると、更生計画実施の成功を通じて、2017年における上場企業の株主に帰属する純利益は3.2億人民元に達し、黒字転換を果たした。

重慶鋼鉄更生案は市場化、法治化の方式で企業の債務危機を解消し、企業の質・効率を根本的に向上させた典型事例である。同事件は、今までの国有持株上場会社の更生事件の中で資産及び債務規模が最大であると同時に、その株式が上証所と港交所で上場取引する初の「A+H」株式であり、鋼鉄産業の初の上場会社更生でもあるため、「特別重大かつ前例なし」と認められている。同事件において、裁判所が更生手続の救済機能を発揮し、企業の「病因」をはっきり把握して「症状に応じて投薬する」とし、市場化の方式でうまく企業の無効率・低効率な資産を切り離し、産業構成調整基金を導入して、資本市場と企業再建の連携を利用した。これをもって企業管理の仕組、資産構造、製品構造、生産プロセス、管理制度等の全面的向上を実現した。その他、裁判所は倒産法の精神的本質を適切に把握し

た上で積極的に動き、協調しながら革新し、更生手続における上証所の最初の資本積立金から株式へ転換し、無償で増資の引受け、かつ人民元の株式を消却する参考価格の算式を作成したり、港交所の最初の類別株主大会の召集を免除したり、第三者保証の問題を一括処理したりすることを促進した。さらに、これによって社会の安定が維持され各当事者相互の利益が実現される一方、上場会社の更生について範例が提供された。

2. 江蘇省紡織工業（集団）輸出入有限会社等 6 社更生案

江蘇省紡織工業（集団）輸出入有限会社（以下「省紡織輸出入会社」）及びその配下の 5 社の持株子会社江蘇省紡織工業（集団）軽紡輸出入有限会社、江蘇省紡織工業（集団）服装輸出入限会社、江蘇省紡織工業（集団）机機電輸出入有限会社、江蘇省紡織工業（集団）針織輸出入有限会社、無錫新蘇紡国際貿易有限会社は、江蘇省紡織及び対外貿易業界において相当の影響力を持つ企業であり、主に各種の輸出入業務及び国内貿易の自営と代理を業としていた。国際原油価格の大幅な下落を背景に、輸出代理業務の委託者が違法行為をした容疑があったこと、また会社自体の経営管理等が原因となり、省紡織輸出入会社とその他の 5 社子会社は、総額 20 余億人民元の高額の負債を背負い、そのうちの 80%以上が金融債務であり、監査後 6 社の総資産はわずか 6000 余万人民元となり、その資産をもっては全部の債務を返済することができなくなった。

債権者の申立てによって、裁判所（江蘇省南京市中級人民法院）は 2017 年 1 月 24 日、2017 年 6 月 14 日において省紡織輸出入会社と他 5 社子会社につきそれぞれ受理決定をし、統一して管財人を選任した。管財人は 6 社の関係を整理した後、6 社に人事、財務、業務、資産等の混同が存在すると認定した上で、6 社の実体的併合を申し立てた。裁判所は全面的な公聴会と審査を行った後、2017 年 9 月 29 日に 6 社の実体的併合を許可した。6 社の紡織及び対外貿易業界での影響力と経営見通しに基づいて、管財人が交渉を通じて江蘇省紡織集団有限会社とその親会社等をスポンサーとして導入し、スポンサーが株式等の良質資産をもって投資し約 12 億人民元を増資した。これをもって、債務者において資産の再編を行うと同時に、省紡織輸出入会社と子会社の業務資源を整理・統合し、「現金返済+株式で代物弁済」の方式を採用して債務を返済した。2017 年 11 月 22 日、更生債権者組または株主等の組において決議を行い、各グループにおいてすべて、高得票あるいは全得票で管財人が提出した実体的併合の条項が含まれた更生計画案を可決した。管財人の申立てによって裁判所は 2017 年 12 月 8 日 6 社の更生計画案を認可し、更生手続を終結する決定を下した。

同事件はグループ企業の実体的併合を探究し、企業グループ全体が苦境から脱し復活を遂げた典型事例である。裁判所は、それぞれ更生手続が開始された親子

会社に対し、まずは審理を併合し、関連企業の法人格が高度に混同していること、またそれぞれの資産・債務が区分できない、あるいは区分するコストが過度に高く債権者の利益に重大な損害をもたらす可能性があることを確認した。その上、全面的に各当事者の意見を聴取し、関連企業に対して実態的併合を行うとした。具体的にいうと、裁判所は債権・債務を一括処理し、グループ企業の良質な資源を統合すると同時に「現金返済+株式で代物弁済」の方式を総合的に運用する。また、更生と同時に資産の再編等を行い、窮境にある企業に対して「総合診療」を行ったため、審理の効率を大幅に向上させ、債権者全体の弁済利益を効果的に保護した。さらに、20余億人民元の債務危機を解消することができ、効果的にフィナンシャルリスクを回避し、6社の企業全体が苦境からの脱出と再生を実現した。これによって、倒産審判制度の機能と社会的価値を明確に示した。

3. 庄吉集団有限公司等4社更生案

庄吉服装は温州地にある有名な服装ブランドであり、庄吉集団有限公司（以下「庄吉集団」）、温州庄吉集団工業園区有限公司（以下「園区会社」）、温州庄吉服装販売有限公司（以下「販売会社」）、温州庄吉服装有限公司服装会社（以下「服装会社」）の4社は長期にわたって服装業を経営し、その経営も長年良好であった。しかし盲目的に会社を拡張し、門外漢の造船業に投資した結果、2014年の全体的な景気後退の影響で、造船業に投資した巨額の資金を失い、債務者の銀行クレジットクランチを引き起こした。2014年10月9日服装会社以外の3社は浙江省温州市中级人民法院に更生手続開始を申し立てた。

2015年2月27日、温州中院は庄吉集団、園区会社、販売会社の3社の更生申立てを受理し、また企業の関連度が高いため、3社で同一の管財人を選任した。本件の債権者は合計41人がいて、届け出た債権は約20億人民元があり、そのうち約18億人民元が確認された。2015年8月20日、管財人が裁判所に更生計画案の提出期限を3ヶ月間延長する旨を申し立てた。2016年1月27日に服装会社についても更生手続が開始された。4社の法人格が高度に混同しているため、実体的併合要件に合致した。また、実体的併合は公平な弁済に有利であり、企業破産法の立法趣旨に一致する。裁判所は債権者集会の決議で4社の実体的併合が可決されたことを受けて、同温州市中级人民法院の審判委員会の議論によって管財人が提出した実体的併合の申立てを許可することに決定した。その後、管財人はまとめて更生計画案を作成し、債権者の組において可決されたが、株主の組の少数株主からは反対を受けた。反対意見を持つ株主と交渉を経て、その反対の主な原因は大株主の経営政策ミスに対する不服であって、更生計画案そのものに重大な問題ではないことが分かった。2016年3月17日、裁判所はこの更生計画案の強制認可を行った。更生計画が認可された後、裁判所は、地方政府の支援のもとに

更生債務者に対して信用を回復させ、基本口座を含む銀行口座を正常な使用に戻し、裁判所の執行部の関係する執行処分を中止し、更生債務者のために良好な経営環境を整えた。

当該事件は、裁判所が法の下に慎重に更生計画案のクラムダウン権限を行使し、積極的に協調し企業の更生後の正常運営を保障した典型事例である。実務上、企業が更生計画が認可された後、関連措置の不備を原因に再び窮境に陥ったケースはいくつか見られる。従って、更生の成功は更生計画案の認可によって示されるものではない。更生後の企業が真に信用回復を果たし、税収優遇等の支援を得て、順調に生産経営活動を回復することこそが更生制度の価値を発揮する核心である。本件では、更生計画が認可された後、裁判所が積極的に調整し、更生後の4社のために良好な経営環境を整備した。その他、裁判所は法により慎重にクラムダウンの権限を行使し、各当事者の利益を公平に保ち全体利益を最大化した。よって、庄吉服系譜の会社らは、更生が成功後の初年度ですでに該当地域において最多額を納税した会社となった。

4. 福建安溪鉄観音集団株式会社及びその関連会社更生案

福建省安溪茶工場有限公司（以下「安溪茶工場」）は、1952年に成立したわが国で最も長い歴史を誇る三大国営茶工場の一つであり、福建安溪鉄観音集団株式会社（以下「鉄観音集団」）の100%子会社である。鉄観音集団は成立後、大量の資金を上場計画に投入し、2012年6月にIPO事前開示（中国での上場手順の一環として、証券取引委員会に上場申請を提出した後に、「事前開示」が行われる。「事前開示」において、上場申請に提出された書類などの情報が一般公衆に開示される。訳者注。）が行われたが、国家政策と市場変化等の原因で2013年に上場計画を中止した。その後、国家のマクロ経済が後退し、消費環境の変動と市場調整等の不利な要素の影響が波及し、特に「担保チェーン」（同じ業界の会社ら、仕入先である会社と得意先である会社、または親子会社その他の関係会社の間で、互いに、あるいは一方が他方に対し、担保を提供することがある。これによって担保設定者と債務者の関係がまるでチェーンのようになるゆえに、取引実務上「担保のチェーン」と呼ばれる。訳者注。）の破綻等の要因で鉄観音集団と安溪茶工場は資金と経営の窮境に陥った。2016年1月、債権者が鉄観音集団と安溪茶工場についてそれぞれ更生手続開始を申し立て、泉州市中級人民法院、安溪県人民法院は別々にこの二つの事件を受理した。安溪県人民法院は受理後、事件の内容が複雑で難解であることを理由に事件を泉州市中級人民法院に移送し、泉州市中級人民法院は同事件を受理した。

泉州中院は受理後、決定で鉄観音集団の更生債権計41口、合計約4.78億人民元を確認し、安溪茶工場の更生債権137口、合計約3.32億人民元（そのうち、茶

農家債権者 83 名、債権金額合計約 776 万人民元) の確認をした。管財人はスポンサーを公開の方式で慎重に選択した。スポンサーは鉄観音集団に 2.2 億人民元の増資を引き受け、総株式の 76.2% を割り当てられた一方、人民元株主の持ち株比率を 23.8% まで薄めた。鉄観音集団の無担保債権の弁済率は 7.54% (そのうち 10 人民元以下の部分の返済率は 30%) であり、清算条件の下の返済率と比べて 3 倍高くなった。安溪茶工場の無担保債権弁済率は 16% (そのうち 10 人民元以下の部分の返済率は 40%) であり、両更生計画案ともに高得票で可決された。2016 年 11 月 3 日、裁判所は更生計画を認可し、更生手続を終結する決定をした。2017 年 8 月 31 日、スポンサーによる投資資金が全額受け取られた。2017 年 10 月 31 日、裁判所は両事件の更生計画が完了したと裁定を下した。

本件は更生手続によって伝統農業企業のモデル転換・レベルアップを促進する典型的な事例である。安溪茶工場、鉄観音集団企業はともに茶の栽培・生産・研究開発・販売を経営するという産、供、販が一体化した農業関連企業である。更生の成功のかげで、「安溪鉄観音集団」という名高い商号を継承することができ、引き続き茶農家、茶関連の生産者及び茶販売のフランチャイズ等の関連産業の発展を牽引することができた。加えて、投資者による「インターネット+」という思考パターン、パートナーシップ制のビジネスモデル、「製茶マスタースタジオ」等の革新モデルの導入によって、伝統農業企業に対して販売方式、製品の位置付け、科学研究の革新等の方面からモデル転換・レベルアップをはかると同時に、約 5.8 億人民元の金融債務を解消し、効果的に金融リスクを防止した。そのほか、本件において監査機構と管財人の調査によって、2 社は主な財産、取引ルート、帳簿等の面において高度な混同の状況が存在しないため、裁判所は実体的併合の方式を採用するのではなく、柔軟な併合審理を採用して安溪茶工場と鉄観音集団の 2 つの関連企業に対して更生手続を遂行した。2 社が親・子会社の関係にあることに基づき、同一の投資者を募集して更生事件のスポンサーとすることは、最大限に 2 社の資源をまとめ、更生価値を高め、債権者と債務者に最大利益をもたらした。

5. 「小鳴單車」運営者広州悦騎信息科技有限公司破産案

悦騎会社は 2016 年 7 月 29 日に設立され、主にスマホアプリを開発して利用者に自転車シェアリングサービスの提供事業を行っている。悦騎会社は「小鳴單車」をブランドとし、広州、上海等全国 10 か所以上の都市において、相次いでシェアリング自転車を 43 万台以上設置し、利用者から総額 8 億人民元の敷金を徴収していた。2017 年年末、「小鳴單車」の多くの利用者に対して敷金を約定した期限に返還できない状況が発生した。一部の利用者は広州中級人民法院に対し、悦騎会社の破産手続開始を申立てた。裁判所は審査を経て、悦騎会社が弁済期にある

債務を弁済することができず、かつその弁済能力を明らかに欠く点において、倒産手続開始申立の受理要件を満たしたと認めたので、2018年3月27日に受理決定をした。これは中国の初めての大型シェアリングエコノミー運営者倒産事件である。

この事件の問題点は以下の通りである。第一に、悦騎会社の債権者に利用者、仕入先、従業員との三つの大きな類型が含まれ、これらの債権者は全国複数の大・中都会の広範囲にわたって居住していた。多くの利用者はスマホアプリで登録し、wechat、アリペイ等、伝統的ではない新たな支払方式を通じて悦騎会社に敷金を納入していた。一人の利用者が届け出た債権額は高くないが、これらの利用者のデータはすべてクラウドサーバーに保存されていたため、利用者が届け出た債権についてクラウドサーバの原始データを照合することとなる。第二に、悦騎会社に関する破産手続が開始された時、銀行の口座には預貯金が殆ど残っておらず、さしあたり、管財人に管理処分権を移転した金額は35万人民元余りに過ぎなかった。悦騎会社の主要財産は個々の都会に散在しているシェアリング自転車であり、あまりにも分散しているので回収のコストが高く、処置の難易度も高かった。目下のところ、管財人は関係企業に連絡して各地に散在している小鳴単車を回収しようとしているが、全体の見積もりからみると、回収できる資金は非常に限られている。

本件の債権者は極めて多く、債権者集会の招集に適した場所や条件も限られているため、無担保債権者を除いて、本件は予め「小鳴単車破産作業情報」というウェブ上の公式アカウントをもって、利用者債権者の債権者集会の現場参加への応募ルートを開通し、ランダムで応募した利用者債権者の中から22名の現場に参加できる人を抽選で決定する。その他債権者集会に参加できない利用者債権者は、前述した公式アカウントから送られた検証コードを介してウェブミーティングに参加することができ、当該公式アカウントを通じてコメントで意見を述べることができる。本件はシェアリングエコノミーの経営者の倒産の初めての事件として、裁判所は同類の破産事件の特徴に応じて、「現場+オンライン」という斬新な形で債権者集会を開き、債権者の利益の保護を試みている。只今本件はまだ手続進行中である。

三. 実務上の試み

1. 金融機関倒産事件の専属管轄の試み

2018年7月31日、最高人民法院審判委員会第1746回会議において、「最高人民法院関与上海金融法院案件管轄の規定」（以下「規定」）を審議し可決した。同規定の第1条第3款によると、同類型の人民法院の事物管轄（受理し得る事件の範囲）は「金融機関を債務者とする倒産紛争」である。同規定は金融市場の安

定を維持するため、上海金融法院を設立し、同類事件について専属管轄を行うことを通じて、裁判の基準を統一し、金融リスクを防止することができる。すなわち、金融機関を債務者とする倒産紛争が特殊な手続設計と法律に関係するため、一般の商事法上の主体に関する倒産手続とは大きく異なり、金融システムを含む社会全体に対するインパクトが大きいことを考慮したものである。

2. 倒産 IT 化の新たな進展

最高人民法院が主導し作成した「全国企業破産更生案件情報サイト」(<http://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/>)は2016年8月1日に正式に運営を開始して以来、続々と新しい成果を残している。最高人民法院が2018年3月に公表したデータによれば、2018年2月まで、同サイトの訪問数は1.33億人、公開した文書は21745冊、「裁判官平台案件」(裁判官の専用ページに掲載された事件数という。訳者注。)は21762件である。6349人の管財人が選任され、管財人リストに載っている人は17444人から成る。最高人民法院は情報サイト上の倒産手続開始申立ての予約システムにおける各級人民法院の期限徒過事件に対する追跡調査を経て、2018年2月まで、計62件の倒産事件について同サイトを通じて「予約申立て」を行うことができた。

情報サイトのもう一つの重要な役割は、市場に更生中の企業資源を開示し、より迅速かつ十分に企業価値の向上を実現できることにある。例えば、如家美天晟武漢置業發展有限公司の更生事件において、わずか1週間の間に、すでに7人のスポンサーが応募した。更生債務者があらかじめスポンサーから手付金1.5億人民元を受領していたことが、その次に更生手続を遂行する資源となった。また、財団財産の処分の効率を上げるために、裁判所はウェブ上での財産売却に力点を置いた。2017年11月に、深セン中級人民法院に翡翠国際貨運航空有限責任公司について破産手続が迫行された時に、ネット上の競売を通じてボーイング747型の飛行機が三機売却された。売却(譲渡)代金総額計4.68億人民元と、最低入札基準価格と比較して約1億人民元高く、割増比率は48.94%であった。よって、破産財産の効率的な処分が可能となり、情報サイトの運営は破産手続の効率を大幅に向上させた。2017年5月に、東方電器集団東風電機有限公司更生案において、情報サイトを通じた管財人の選任が行われ、7日間で北京、上海から計17社の機構(法律事務所、会計士事務所、破産清算事務所などの団体を指している。訳者注)が応募した。今年の2月末までに、情報サイトを利用してウェブ債権者集会在が33回招集され、合計債権者数32102人、1374億人民元程度の倒産債権額がこれに関与した。よって、倒産費用を節約し、倒産手続の進行を早めることができた。

3. 地方管財人協会組織の日々の発展

2010年5月に北京市破産法学会が設立されて以来、山東、上海、深セン、吉林、陝西においても続々と破産法学会が設立された。広州、河北、温州、済南、廈門、杭州、成都、無錫、泉州、南京、寧波でもそれぞれ管財人協会が設立された。2017年7月28日に、成都市中級人民法院による推進の下で、成都市管財人協会が正式に設立された。これが四川省における最初の管財人協会であった。2017年10月30日に、無錫市管財人協会が正式に設立された。これが江蘇省における最初の管財人協会であった。2017年12月9日に、泉州市管財人協会が正式に設立された。これが廈門管財人協会が設立された後、福建省での二つ目の管財人協会である。2017年12月19日に、南京市管財人協会と南京市金陵管財人援助基金会在同時に設立したことを公表した。これによって、我が国の管財人協会組織の規模は着実に拡大し、倒産援助基金の設立及び管理に新しいモデルが提供された。2017年12月22日に、寧波市管財人協会が設立された。これが温州市管財人協会、杭州市管財人協会が設立された後、浙江省での三つ目の管財人協会である。

総じて、中国の企業破産法は、規定の整備面でも実践・適用の面でも著しい進歩を遂げた。そして同時に、立法上と実務上、研究によって解決が目指されるべき問題も顕在化した。我々は国際的交流と協力を通じて、外国の成功した経験に準拠しながら、我が国の企業破産法の改革と進歩を積極的に促していきたい。

(翻訳：京都大学大学院法学研究科 覃佳笛)